



# NEWS LETTER

5月の第2日曜日は「母の日」です。この母の日は、世界各地で制定されているのだそうです。普段、感謝の気持ちを伝えることができない方は、この機会を利用してはいかがですか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

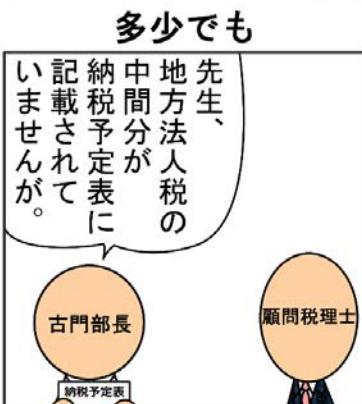
5  
2015



## 地方法人税の創設と 中間申告への影響

結婚・子育てと教育資金の一括贈与、違いは何ですか？  
4月分以降の協会けんぽの健康保険料率が発表されました  
業種別にみる従業員一人当たり付加価値額と給与額

# 地方法人税の創設と中間申告への影響



地方法人税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用が開始されます。

## ■ 地方法人税とは

地方法人税は、消費税率の引上げで生ずる地域間の税収格差を縮小する目的で創設されました。具体的には、これまでの法人住民税のうち一部を国税（地方法人税）とし、地方法人税全額が地方交付税の原資となります。

	(例) 標準税率	
	(改正前)	(改正後)
道府県民税法人税割	5.0%	3.2%
		1.8%
市町村民税法人税割	12.3%	9.7%
		2.6%
		地方法人税率 (4.4%)

基本的に税負担の総額は大きく変わりませんが、地方法人税は国税のため、法人税の確定申告書と一緒に用意されている地方法人税の確定申告書を、税務署へ提出して納付することとなります。

## ■ 26年10月1日以後開始事業年度の中間申告にご注意を

地方法人税に係る中間申告は、平成27年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます（地方法人税法附則③）。

また、地方法人税創設の他、地方法人特別税の一部が法人事業税へ復元される改正により、法人都道府県民税・法人事業税・地方法人特別税・法人市町村民税では、平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度に係る中間申告（予定申告）について、次の経過措置が設けられています。

**[予定申告に係る経過措置]** ※詳細は、申告先の自治体でご確認ください。

### 法人都道府県民税法人税割

前事業年度の法人税割額 × 3.8 ÷ 前事業年度の月数

### 法人事業税

前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）÷ 前事業年度の月数 × 7.5

### 地方法人特別税

前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × 4

### 法人市町村民税

前事業年度の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数

そのため、たとえば9月末決算法人の平成27年9月期に係る中間申告を行う場合には、地方法人税は中間申告をする必要はなく、地方自治体への予定申告は上記経過措置を適用することとなります。変則的な取扱いに、ご注意ください。

# 結婚・子育てと教育資金の一括贈与、違いは何ですか？



結婚や子育てのための資金を一度に贈与した場合、贈与税がかからない制度が創設されたそうですが、すでにある“教育資金”を一度に贈与した場合との違いは何ですか？



結婚や子育て資金を一度に贈与した場合に贈与税がかからない制度を「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」、教育資金は「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」といいます。両制度については、贈与者と受贈者の関係等、共通点がある一方で、贈与者が死亡した際の残額の取扱い

いや受贈者の年齢、限度額等の違いがあります。主な事項の比較を下表に示しました。

なお、結婚や子育て、教育資金の贈与については、これらの制度を利用しなくとも、親子間など扶養義務者間で必要な都度、通常必要な範囲内で贈与する場合に、贈与税はかかりません。その点も十分ご留意ください。

## [結婚・子育て資金及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の主な比較]

制度名	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
拠出期限	平成27年4月1日～31年3月31日	平成25年4月1日～31年3月31日
贈与者	受贈者の直系尊属（父母、祖父母等）	
受贈者（年齢要件）	年齢20歳以上50歳未満	年齢30歳未満
非課税限度額	受贈者1人につき、 <u>1,000万円</u> (結婚関連費用は300万円)	受贈者1人につき、1,500万円 (学校等以外への支払は500万円)
非課税となる使途	婚礼費用（結婚式や披露宴等）、新居手配や引越費用、妊娠出産費用（不妊治療、妊婦検診、分娩入院等）、子の医療費や保育費（ベビーシッター費を含む）等	入学金、授業料、入園料、保育料、学用品費、修学旅行費、学校給食費、学習塾代、教養費用、通学定期代、留学渡航費等
契約終了	事由（年齢要件） 受贈者の年齢が50歳に達したとき	受贈者の年齢が30歳に達したとき
	残額に係る課税の取扱い 年齢要件による契約終了の場合には、使い残しに対して贈与税が課税	
契約期間中に贈与者が死亡した場合の残額に係る課税の取扱い	贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税対象となる。ただし、このみなし分について、相続税額の2割加算の適用はない。また、受贈者が贈与者からこのみなし分以外に相続又は遺贈により財産を取得していない場合には、生前贈与加算の適用はない。	特に規定はない（贈与者の相続財産として相続税の課税対象とはならない）。

※相違する点を下線で表示

# 4月分以降の協会けんぽの健康保険料率が発表されました

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）より変更となります。今年は例年より1ヶ月遅れ、4月分（5月納付分）からの変更となります。徴収のタイミング間違いや料率の変更もれがないように注意したいものです。以下では、4月分以降の保険料率などについてお伝えします。

## ■ 4月分からの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更となりました。平成27年4月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなっています。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.21%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.86%となっており、佐賀県と新潟県の保険料率は0.35%の開きがあります。

これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように、緩和措置が行われた結果の保険料率であり、この措置が終了すると、格差は更に広がる可能性があります。なお、この保険料は事業所と被保険者が折半で負担することになっています。

## ■ 引き下げとなる介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成27年4月分より引き下げが実施されます。介護保険料率は全国一律で、1.72%から0.14%引き下げられ1.58%となります。

## ■ 児童手当拠出金率の名称変更

児童手当拠出金とは、児童手当等の支給に要する費用の一部として、厚生年金保険の被保険者がいる事業所の事業主が、全額負担するものになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、児童手当拠出金率を乗じて得た額の総額となります。今年4月より、名称が「児童手当拠出金率」から「子ども・子育て拠出金率」に変更になっていきます。

〈表〉 平成27年4月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.14%	東京都	9.97%	滋賀県	9.94%	香川県	10.11%
青森県	9.98%	神奈川県	9.98%	京都府	10.02%	愛媛県	10.03%
岩手県	9.97%	新潟県	9.86%	大阪府	10.04%	高知県	10.05%
宮城県	9.96%	富山県	9.91%	兵庫県	10.04%	福岡県	10.09%
秋田県	10.06%	石川県	9.99%	奈良県	9.98%	佐賀県	10.21%
山形県	9.97%	福井県	9.93%	和歌山県	9.97%	長崎県	10.07%
福島県	9.92%	山梨県	9.96%	鳥取県	9.96%	熊本県	10.09%
茨城県	9.92%	長野県	9.91%	島根県	10.06%	大分県	10.03%
栃木県	9.95%	岐阜県	9.98%	岡山県	10.09%	宮崎県	9.98%
群馬県	9.92%	静岡県	9.92%	広島県	10.03%	鹿児島県	10.02%
埼玉県	9.93%	愛知県	9.97%	山口県	10.10%	沖縄県	9.96%
千葉県	9.97%	三重県	9.94%	徳島県	10.10%		

# 業種別にみる従業員 一人当たり付加価値額と給与額

今回は、今年2月に発表された、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン（※）から、中小企業の従業員一人当たり付加価値額と給与額をご紹介します。

## ■水運業が最高額に

上記資料から、業種別に中小企業の従業員一人当たり付加価値額と給与額をまとめると、右表のとおりです。

付加価値額は、400万～500万円台の業種が多くなりました。一方、給与額では300万円台の業種が最も多くなっています。

貴社の水準は同業の数字と比べるとどうなっているか、確認してはいかがでしょうか。

（※）経済産業省「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」

ガイドラインの詳細は次のURLから確認できます。  
<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

ここで紹介した数字は平成25年度中小企業実態基本調査（平成24年度決算実績より）に基づくもので、付加価値額、給与額の詳細は次のとおりです。

給与額＝（売上原価のうち労務費）+（販売費及び一般管理費のうち人件費）

付加価値額＝（売上原価のうち労務費、減価償却費）+（販売費及び一般管理費のうち人件費、地代家賃、減価償却費、従業員教育費、租税公課）+（営業外費用のうち支払利息・割引料）+経常利益

業種別 中小企業の従業員一人当たり付加価値額と給与額（単位：百万円）

産業分類	付加 価値額	給与額	産業分類	付加 価値額	給与額
建設業小計	4.81	3.75	倉庫業	5.99	3.85
総合工事業	4.76	3.71	運輸に附帯するサービス業	5.32	4.28
職別工事業（設備工事業を除く）	4.66	3.48	卸売業小計	5.10	3.55
設備工事業	5.07	4.05	各種商品卸売業	5.25	3.50
製造業小計	5.12	3.73	繊維・衣服等卸売業	5.12	3.68
食料品製造業	3.89	2.87	飲食料品卸売業	3.84	2.85
飲料・たばこ・飼料製造業	5.61	3.69	建築材料、鉱物金属材料等卸売業	5.69	3.62
繊維工業	2.97	2.36	機械器具卸売業	6.14	4.29
木材・木製品 製造業 (家具を除く)	4.89	3.39	その他の卸売業	4.82	3.44
家具・装備品製造業	4.88	4.03	小売業小計	3.48	2.42
パルプ・紙・紙加工品製造業	5.31	3.69	各種商品小売業	2.67	1.77
印刷・同関連業	4.66	3.59	織物・衣服・身の回り品小売業	3.48	2.14
化学工業	7.82	4.43	飲食料品小売業	2.42	1.75
石油製品・石炭製品製造業	6.29	3.75	機械器具小売業	5.35	3.65
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	5.29	3.56	その他の小売業	3.84	2.70
ゴム製品製造業	5.06	4.07	無店舗小売業	6.73	4.03
なめし革・同製品・毛皮製造業	4.14	3.15	不動産業、物品賃貸業小計	8.52	3.41
窯業・土石製品製造業	5.81	4.12	不動産取引業	7.78	3.78
鉄鋼業	8.19	5.14	不動産賃貸業・管理業	8.88	3.23
非鉄金属製造業	6.20	4.54	物品賃貸業	8.32	3.51
金属製品製造業	5.32	3.95	学術研究、専門・技術サービス業小計	5.01	3.97
はん用機械器具製造業	5.70	4.48	専門サービス（他に分類されないもの）	5.10	4.02
生産用機械器具製造業	5.81	4.36	広告業	5.47	3.99
業務用機械器具製造業	5.43	3.98	技術サービス業（他に分類されないもの）	4.87	3.94
電子部品・デバイス・電子 回路製造業	4.01	3.32	宿泊業、飲食サービス業小計	2.36	1.63
電気機械器具製造業	5.04	3.76	宿泊業	3.17	1.85
情報通信機械器具製造業	6.32	5.09	飲食店	2.32	1.65
輸送用機械器具製造業	5.01	3.74	持ち帰り・配達飲食サービス業	1.72	1.36
その他の製造業	4.74	3.65	生活関連サービス業、娯楽業小計	4.57	2.43
情報通信業小計	6.00	4.62	洗濯・理容・美容・浴場業	2.86	2.06
通信業	5.43	4.09	その他の生活関連サービス業	4.57	2.81
放送業	9.56	3.88	娯楽業	6.26	2.59
情報サービス業	5.24	4.41	サービス業（他に分類されないもの）小計	3.26	2.77
インターネット附随サービス業	6.22	4.20	廃棄物処理業	5.14	3.55
映像・音声・文字情報制作業	7.38	5.46	自動車整備業	4.24	3.39
運輸業、郵便業小計	4.40	3.56	機械等修理業（別掲を除く）	5.30	4.32
道路旅客運送業	3.03	2.75	職業紹介・労働者派遣業	3.88	3.52
道路貨物運送業	4.35	3.57	その他の事業サービス業	2.51	2.20
水運業	12.05	7.05	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」より作成		

# 業種別にみる 個人情報保護対策の実施状況

来年からのマイナンバー制度開始に伴い、個人情報保護に関する人々の意識が高まっています。企業としては、インターネットでの流出などがないように、個人情報保護に努めていくことが大切です。ここでは総務省の調査結果（※）から、企業の個人情報保護対策の実施状況をご紹介します。

## ■ 7割が個人情報保護対策を実施

上記調査結果によると、回答企業の73.0%が個人情報保護対策を実施しています。業種別の状況は以下のとおりです。

個人情報保護対策の実施状況（%）

	実施している	特に実施していない	無回答
全体	73.0	21.5	5.5
建設業	73.0	20.3	6.7
製造業	66.2	29.1	4.7
運輸業	63.2	30.3	6.5
卸売・小売業	77.4	18.4	4.2
金融・保険業	92.6	1.1	6.3
不動産業	89.0	4.7	6.3
サービス業、その他	78.0	15.3	6.7

総務省「平成25年通信利用動向調査」より作成

金融・保険業、不動産業での実施割合が高く、製造業や運輸業では60%台と他業種に比べ実施割合が低くなっています。

## ■ 社内教育を充実させる企業が多い

次に個人情報保護対策を実施している企業における、具体的な対策の実施状況をまとめると、下表のとおりです。

全体では50%以上の割合で実施されている対策はありませんが、社内教育の充実の割合が46.5%で最も高くなりました。金融・保険業、不動産業、サービス業、その他では50%を超える実施率です。次いで個人情報保護管理責任者の設置、プライバシーポリシーの策定の実施割合が高くなっています。

なお、プライバシーマーク制度の取得は7.6%にとどまっています。

実施している個人情報保護対策（複数回答、%）

	プライバシーマーク制度の取得	プライバシーポリシーの策定	個人情報保護管理責任者の設置	必要な個人情報の絞り込み	システムや体制の再構築	社内教育の充実	外注先の選定要件の強化	その他の対策
全体	7.6	22.3	30.2	19.5	13.2	46.5	5.4	7.0
建設業	3.8	22.2	31.2	19.1	15.9	49.4	3.4	8.2
製造業	4.0	15.6	23.5	18.2	13.2	40.5	1.9	6.7
運輸業	5.0	15.4	18.6	13.3	9.7	38.5	2.1	7.1
卸売・小売業	5.6	25.0	34.4	19.9	15.2	44.5	6.5	7.5
金融・保険業	18.5	52.9	76.8	44.8	32.7	79.0	38.2	11.2
不動産業	16.5	42.0	52.4	25.3	16.5	60.0	12.8	9.2
サービス業、その他	12.8	27.1	34.4	21.3	11.7	53.7	7.8	6.5

総務省「平成25年通信利用動向調査」より作成

業種や事業内容によって保有する個人情報の量に差がありますが、マイナンバー制度が始まると、どの企業においても保有する情報が増えます。自社の個人情報保護対策を今一度確認し、不安な部分があればさらに対策を講じるなどの対応も必要でしょう。

（※）総務省「平成25年通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5140企業を抽出して行われ、26年6月に発表された調査です。有効回収率は56.3%です。詳細は次のURLから確認できます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintoeki/statistics/statistics05.html>

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2015年5月

## お仕事備忘録

### 1. 住民税の改定対応

### 2. 自動車税の納付

### 3. 夏季賞与検討・情報収集

### 4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

### 5. 障害者雇用納付金の申告

### 6. 夏に向けての準備

### 7. 健康診断の実施

### 1. 住民税の改定対応

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に到着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をしておきましょう。

### 2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課税されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

### 3. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

### 4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

健康保険を協会けんぽで加入されている事業者にあっては、昨年同様、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施される見込みです。

### 5. 障害者雇用納付金の申告

平成26年4月から平成27年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が200人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

### 6. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

◆冷房器具などの点検      ◆衣替えの準備

◆暑中見舞い、お中元の準備      ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

### 7. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいかないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。



2015.5

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	金	先負	
2	土	仏滅	
3	日	大安	憲法記念日
4	月	赤口	みどりの日
5	火	先勝	こどもの日
6	水	友引	振替休日 立夏
7	木	先負	
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	赤口	
11	月	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	友引	
13	水	先負	
14	木	仏滅	
15	金	大安	●障害者雇用納付金の申告期限
16	土	赤口	
17	日	先勝	
18	月	仏滅	
19	火	大安	
20	水	赤口	
21	木	先勝	小満
22	金	友引	
23	土	先負	
24	日	仏滅	
25	月	大安	
26	火	赤口	
27	水	先勝	
28	木	友引	
29	金	先負	
30	土	仏滅	
31	日	大安	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分） ※6月1日まで